

# SDGsビジネス創出支援事業仕様書

【事業名称】 SDGsビジネス創出支援事業

【履行期間】 契約締結日～令和5年3月31日

## 1 事業趣旨・目的

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015年に国連が採択した、国際社会全体で解決に取り組むべき社会課題であり、2030年までに達成すべき17の目標が設定されている。国連持続可能な開発委員会によると、SDGsが達成された2030年の世界の市場規模は年間12兆ドルと試算されており、あらゆる分野の民間企業にとってビジネスチャンスとなりえるもの。

2019年12月には、国の『SDGs実施指針』が一部改定され、企業が経営戦略の中にSDGsを見据え、個々の事業戦略に落とし込んで持続的な企業の成長を図る重要性が位置づけされている。また、大阪・関西万博の開催目的は、「SDGsが達成された社会の実現」であり、そのためには、あらゆるステークホルダーの取り組みが必要とされている。とりわけ、「企業」の果たす役割は大きい。

そこで、大阪府では、府内企業が営利目的でSDGsの達成に貢献するビジネスを「SDGsビジネス」として、これに挑戦する府内企業がビジネスチャンスを獲得できるよう本事業を展開している。本事業にて府内企業のSDGsビジネスにチャレンジする機運を高めるとともに、産学官金のパートナーシップによるサポート基盤を充実させ、オープンイノベーションや共創によるSDGsビジネスの創出・成長を支援していく。

## 2 委託業務の内容

### (1) SDGsビジネスマッチングイベント開催等業務

#### ① 本事業の総合サイト

・契約締結後速やかに本事業の総合サイトを新たに開設し、運営すること。なお、総合サイトは本業務終了時に府または府の委託先に引き継ぐことを前提に作成し、少なくとも以下の内容についての情報を提供すること。

- －本事業の趣旨・目的
- －パートナーの募集に関すること及び参画するパートナーの情報
- －マッチングイベントの開催概要およびイベントの周知をすること
- －マッチングイベントに登壇する企業の募集に関すること
- －SDGsビジネスの事例紹介に関すること

#### ② 産学官金のパートナーシップによるサポート基盤となる「共創パートナー」

・受託事業者のネットワークを最大限に活用し、「共創パートナー」（以下、「パートナー」という。）をマッチングイベント開催までに発掘すること。また、発掘したパートナーが継続的にプレゼンターに対して支援・協業ができる体制を構築すること。

参画するパートナーの数は、35者以上とすること。なお、府は受託事業者に対して、令和3年度のSDGsビジネス創出支援事業において参画実績のあるパートナー28者についての情報提供を行う。受託事業者は府が提供する当該情報を利用してパートナーの発掘をしてもよい。

### ③ マッチングイベント

- ・マッチングイベントに出場を希望するプレゼンターを募集すること。なお、募集にあたっては、営利目的で実施するSDGsビジネスのプランを有していることを応募条件とすること。
- ・マッチングイベントは6テーマを設定し、開催すること。また、テーマの1つに「バイオプラスチックの事業化支援」を設定すること。なお、1つのテーマを複数回開催しても構わないし、複数のテーマを同日にまとめて開催しても構わない。

#### 〈留意事項〉

- ・受託事業者は、マッチングイベント開催に係る一切の業務（日程調整、会場管理者との調整、開催通知、会場設営、音響、プロジェクター等必要な機材の設置、当日の受付等及びWEB会議システムを使用する場合はオンライン開催の運営）を行う。
- ・会場は参加者の利便性を考慮し、大阪府が大阪市内中心部で用意するので、契約締結後に府と協議すること。府が用意する会場以外で開催する場合、必要な会場借上料は、受託事業者にて負担すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、会場での開催を中止し、オンラインでの開催のみとする場合がある。この場合は、大阪府から指示を行い、協議を行うものとする。

### ④ マッチングサポート（個別支援）

- ・マッチングイベント開催後、パートナーとプレゼンターの商談（支援・協業）が具体的に進むよう、必要に応じて2者間の交渉や打ち合わせ等のサポートを行うこと。
- ・マッチングサポートの活動内容及び結果を大阪府に書面（電子データ含む）で報告すること。

なお、大阪府は、マッチング成立後の事業化着手について20件以上を目標としている。

#### 〈留意事項〉

- ・受託事業者は、マッチングサポートにかかる一切の業務（日程調整、会場の確保及び管理者との調整等）を行う。受託事業者がマッチングサポートに要した経費のうち会場使用料及び交通費の実費は、あらかじめ支援先企業（プレゼンター）等に提示して了承を得た場合に限り、当該企業等から応分の負担を求められることができる。ただし、当該収入を委託業務の財源に充てることはできない。

#### 【提案を求める事項】

- ① マッチングイベントについて、ビジネスチャンスの拡大が期待されるテーマ（「バイオプラスチックの事業化支援」以外に5つ）及び実施回数を提案すること。なお、そのテーマ及び実施回数の設定理由について、妥当性のある根拠も併せて提案すること。
- ② パートナーをより多く発掘する方法や、マッチングイベントへの参加率を向上させるアイデア、パートナーによるプレゼンターへの継続的な支援・協業体制構築につながる仕組みや工夫等について提案すること。また、パートナーのマッチングイベントへの参加率を向上させる能力があることがわかるものとして、セミナー等のイベントにおける外部（企業等）からの招聘実績（過去3年以内）を記載すること。
- ③ プレゼンターについて、より多くの企業が応募する募集方法を提案すること。
- ④ マッチングイベント及びマッチングサポートについて、オープンイノベーションや共創によるSDGsビジネスの創出・成長事例として広く発信できるようなマッチングをできるだけ多く成立させるための、具体的な実施手法を提案すること。

## (2) 「SDGsビジネスマップ」作成・PR業務

プレゼンターによるSDGsビジネスの事例（マッチング成立後の事業化着手事例を含む）を、SDGsの17のゴールごとにビジネスモデルとしてわかりやすく整理（マッピング）した「SDGsビジネスマップ」を作成し、総合サイトに掲載すること。また、当該マップをPRすることで府内企業のSDGsビジネスへの共感やチャレンジ意欲を喚起するとともに、新たなパートナーの呼び込みにつなげること。なお、過年度実施のSDGsビジネス創出支援事業におけるSDGsビジネスの事例は大阪府より提供する。

### 【提案を求める事項】

- ① SDGsビジネスのマッピング（整理）方法について提案すること。
- ② 「SDGsビジネスマップ」を活用して、府内企業のSDGsビジネスへの挑戦を喚起するとともに、新たなパートナーの呼び込みにつなげるためのPR手法（ホームページの構成やデザイン含む）について提案すること。

## 3 事業実施に関する基本的事項等

### (1) 事業実施計画等

パートナーの募集時期・方法やマッチングイベントのテーマ及び開催時期・方法などを記載した「年間事業実施計画」について、契約締結後速やかに大阪府と協議を行い、決定すること。

### (2) 事業実施体制等

業務を確実に効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、マネジメントを行う業務統括者を配置し、事業担当者への指導・助言、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

### (3) 事業の分析・評価の実施等

各業務実施後に実施内容（概要、参加者等）を報告書に取りまとめるとともに、各回のマッチングイベント終了後、参加者にアンケート調査を実施し、商談状況などについて分析した結果を大阪府に書面（電子データ含む）で報告すること。

### 【提案を求める事項】

- ① 「年間事業実施計画」の案を示すこと。
- ② 業務を確実に効果的に実施するための事業実施体制を示すこと。なお、提案者の強み（企業ネットワーク、ビジネスマッチングに関する類似の運営実績、SDGsビジネスに関する専門知識や経験、能力等を有するスタッフなど）を併せて示すこと。
- ③ その他、本事業の効果を高めるためのオリジナリティのある取組みを提案すること。  
例) 委託費を補完する独自財源の確保、他の事業やイベントとのコラボレーション

## 4 委託費の上限

委託費の総額は3,048千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 5 委託事業の一般原則

- (1) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (3) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議し、その決定に従うこと。

## 6 委託事業にかかる文書の保存

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

## 7 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、必要に応じて、委託事業の実施状況を書面（電子データ含む）により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が事業実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

## 8 その他

- (1) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。
- (3) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (4) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (5) 報告書（SDGsビジネスマップ含む。）等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word形式及びPDF形式、CD-ROM等2枚）も提出すること。  
なお、報告書（SDGsビジネスマップ含む。）等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (6) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定すること。
- (7) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。